

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、新潟県知事から柿崎都市計画事業の事業計画の変更について、次のとおり認可されたので施行する。

令和 8 年 4 月 1 日

上越市長 小 菅 淳 一

- 1 都市計画事業の種類及び名称
柿崎都市計画下水道事業 上越市公共下水道（柿崎処理区）
- 2 施行者の名称
上越市
- 3 事務所の所在地
新潟県上越市春日山 3 丁目 1 番 6 3 号
上越市ガス水道局下水道課
- 4 事業地
 - （1）収用の部分
変更なし
 - （2）使用の部分
変更なし
- 5 事業施行期間
自 平成 7 年 3 月 3 日
至 令和 13 年 3 月 31 日